

令和6年7月大雨災害義援金の募集について

共同募金会では、令和6年7月24日から大雨により、被災されたかたを支援する災害義援金を募集しています。

ご協力いただける場合は、埼玉県共同募金会川口市支会(川口市社会福祉協議会)の窓口にお越しいただくか、各県共同募金会への振込みとなります。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

1 募金種別及び募集期間

令和6年7月大雨災害義援金(中央共同募金会)

令和6年8月2日(金)から令和6年12月27日(金)まで
※中央共同募金会により、被害状況に応じて按分の上、下記の義援金に送金されます。

- ・令和6年7月山形県大雨災害義援金(山形県共同募金会)

令和6年8月1日(木)から令和6年12月27日(金)まで

- ・令和6年度秋田県大雨災害義援金(秋田県共同募金会)

令和6年8月1日(木)から令和6年12月27日(金)まで

2 受付方法

(1)現金の場合…埼玉県共同募金会川口市支会での受付

①募金箱の設置…青木会館2階 地域福祉課

※募金箱は中央共同募金会のみ設置となります。

②窓口での受付…青木会館2階 地域福祉課

※中央共同募金会のみ受付し、受取証が発行できます。

(2)振込みの場合…各県共同募金会へ直接のお振込みとなります。

※振込先は次頁以降の各県共同募金会要綱を参照。

3 注意事項

- ・災害義援金の受付は窓口の開所時間になります。
- ・今回の募集は災害義援金のみ取り扱いとなります。

4 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会
(川口市社会福祉協議会 地域福祉課)

川口市青木3-3-1 青木会館2階 地域福祉課

TEL048-252-1294

「令和6年7月大雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和6年7月24日からの大雨により、東北地方において洪水や河川氾濫等による人的及び家屋への甚大な被害が発生し、秋田県・山形県の市町村に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和6年7月大雨災害義援金

3. 受付期間

令和6年8月2日（金）から令和6年12月27日（金）まで

※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びA T Mからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びA T Mからの振込手数料は無料。みなど銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額、秋田県・山形県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分のうえ送金いたします。

6. 義援金の配分

中央共同募金会より送金する義援金は、被災地それぞれの行政、県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和6年8月5日施行です。

「令和6年7月山形県大雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人山形県共同募金会

1 趣旨

令和6年7月25日からの大雨は、山形県内各地で家屋の浸水等多くの被害をもたらし、県内16市町村に災害救助法が適用されました。

山形県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和6年7月山形県大雨災害義援金

3 募集期間

令和6年8月1日（木）から令和6年12月27日（金）まで
（期間を延長する場合があります。）

4 義援金の受け入れについて

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00180-6-636267	山形県共同募金会令和6年7月山形県大雨災害義援金
山形銀行	本店営業部	普通預金 3490475	社会福祉法人山形県共同募金会
荘内銀行	山形営業部	普通預金 1131332	社会福祉法人山形県共同募金会
きらやか銀行	桜町支店	普通預金 2021618	社会福祉法人山形県共同募金会

※ゆうちょ銀行における窓口からの振込手数料は無料となります。

※山形銀行の各本支店間の窓口、ATM、インターネットバンキング等からの振込手数料は無料となります。

※荘内銀行、きらやか銀行の各本支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒990-0021

山形市小白川町二丁目3番31号 山形県総合社会福祉センター3階
社会福祉法人 山形県共同募金会

6 義援金の税法上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関から受け取る半券(振込金受領書等)に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へ直接ご連絡ください。後日、領収書を送付します。

また、都道府県共同募金会におかれましては、貴会の受付分で本会発行の領収書が必要な場合は、別様式「領収書希望者名簿」に記載のうえ本会へ送付ください。後日、名簿に記載の送付先に領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ① 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ② 地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの取り扱いとし、救援物資・物品は取り扱いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階

電話：018-864-2821

FAX：018-895-7513

E-mail akita@akaihane-akita.or.jp

「令和6年度秋田県大雨災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人 秋田県共同募金会

1 趣旨

令和6年7月24日から大雨により、秋田県内の広範囲にわたって床上浸水等の被害が発生しました。

社会福祉法人秋田県共同募金会(以下「本会」という。)は、この大雨で被災された方々の生活支援等を図るため、災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和6年度秋田県大雨災害義援金

3 受付期間

令和6年8月1日(木)から令和6年12月27日(金)まで

4 義援金の受付方法

(1)振込・振替の場合

金融機関	口座番号	口座名義
秋田銀行 本店営業部	(普)902756	社会福祉法人秋田県共同募金会
ほくと 北都銀行 本店営業部	(普)304416	社会福祉法人秋田県共同募金会
ゆうちょ銀行	00120-6-605771	秋田県共募令和6年度秋田県大雨災害義援金

※ お振込の際は、窓口にて「令和6年度秋田県大雨災害義援金」である旨申し出てください。上記金融機関の本店及び支店からの振込みは、令和6年12月27日まで無料となります。

(2)現金書留の場合

【あて先】

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階
社会福祉法人 秋田県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が令和6年12月27日(金)まで無料となります。

(3)現金の場合

本会事務局で受け付けます。(平日午前9時から午後5時まで)
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階
社会福祉法人 秋田県共同募金会

5 義援金の配分

秋田県、日本赤十字社秋田県支部、本会などで構成される令和6年度秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会で決定し、被災市町村を通し被災者に配分されます。

6 義援金の税法上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関から受け取る半券(振込金受領書等)に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へ直接ご連絡ください。後日、領収書を送付します。

また、都道府県共同募金会におかれましては、貴会の受付分で本会発行の領収書が必要な場合は、別様式「領収書希望者名簿」に記載のうえ本会へ送付ください。後日、名簿に記載の送付先に領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ① 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ② 地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のための取り扱いとし、救援物資・物品は取り扱いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階

電話：018-864-2821

FAX：018-895-7513

E-mail akita@akaihane-akita.or.jp